

地方独立行政法人堺市立病院機構内部統制室運営内規

平成31年4月1日

理事長 裁定

この内規は、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）組織規程第3条第1項及び第3項の規定に基づき、法人の内部統制室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条

内部統制室は、法人の理事長（以下「理事長」という。）の下で、法人の内部統制に係る管理及び運営に関し、必要な業務を行うものとする。

（業務）

第2条

内部統制室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 内部統制に関すること。
- 二 監査に関すること。
- 三 その他内部統制室に係る業務に関すること。

（組織等）

第3条

内部統制室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 専任及び兼任の室員
 - 三 その他理事長が必要と認めた者
- 2 室長は、理事長の命を受け、内部統制室の業務を統括するとともに、第2条に掲げる業務を行う。
- 3 室員は、室長の指示に従い、業務を行う。

（連携協力）

第4条

内部統制室は、業務に関し必要に応じ外部の有識者又は専門家等に意見を求め、又は連携協力し、業務を遂行するものとする。

（業務の実施）

第5条

内部統制室は、法人本部及び関係する部署の連携協力を得て、業務を行うものとする。

（雑則）

第6条

この内規に定めるもののほか、内部統制室に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。